

静岡県文書管理規程（平成13年静岡県訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において使用する用語は、静岡県文書管理規則（以下「管理規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部等 静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）第1条に規定する部（以下「部」という。）並びに知事直轄組織知事戦略局（以下「知事戦略局」という。）及び知事直轄組織地域外交局（以下「地域外交局」という。）をいう。</p> <p><u>(2) 部長等 部</u>並びに知事戦略局及び地域外交局の長をいう。</p> <p><u>(3)～(8)</u> (略)</p> <p>(文書等の発信者名)</p> <p>第12条 文書等の発信者名は、文書等の性質及び内容により、知事名、県名、副知事名、会計管理者名、知事戦略監名、地域外交監名、危機管理監名、部長名、局長名、局次長名、出先機関の長名又は出先機関名を用いる。ただし、軽易なもの又は内部的なものは、課長名、課名、総務監名、経理監名又は政策監名を用いることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において使用する用語は、静岡県文書管理規則（以下「管理規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部等 静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）第1条に規定する部（以下「部」という。）並びに知事直轄組織知事戦略局（以下「知事戦略局」という。）、<u>知事直轄組織政策推進局</u>及び知事直轄組織地域外交局（以下「地域外交局」という。）をいう。</p> <p><u>(2) 部長 部の長</u>をいう。</p> <p><u>(3) 部長等 部長並びに政策推進担当部長</u>並びに知事戦略局及び地域外交局の長をいう。</p> <p><u>(4)～(9)</u> (略)</p> <p>(文書等の発信者名)</p> <p>第12条 文書等の発信者名は、文書等の性質及び内容により、知事名、県名、副知事名、会計管理者名、知事戦略監名、地域外交監名、危機管理監名、部長名、<u>政策推進担当部長名</u>、局長名、局次長名、出先機関の長名又は出先機関名を用いる。ただし、軽易なもの又は内部的なものは、課長名、課名、総務監名、経理監名又は政策監名を用いることができる。</p> <p>2 (略)</p>

(特殊公印)

第17条 (略)

2 (略)

3 次の出先機関の長が設置した特殊公印のうち知事印又は知事職務代理者印は、第1項の特別の用途のほか、当該出先機関の所掌する事務に係る静岡県情報公開条例(平成12年静岡県条例第58号)又は静岡県個人情報保護条例(平成14年静岡県条例第58号)に規定する事務に使用することができる。

財務事務所 賀茂振興局 静岡空港管理事務所 健康福祉センター 精神保健福祉センター 食肉衛生検査所 農林事務所(天竜農林局を除く。) 技術専門校 家畜保健衛生所 計量検定所 土木事務所(天竜支局を除く。) 田子の浦港管理事務所 清水港管理局 焼津漁港管理事務所 御前崎港管理事務所 危機管理局

4 (略)

(主管課が不明な文書の取扱い)

第31条 本庁に到着した文書等又は第29条第2項に規定する文書等に係る事務の主管課が不明のときは、当該主管課は、経営管理部職員局人事課長(以下「人事課長」という。)が決定するものとする。

2 (略)

別表 (略)

区分	種類	寸法 (ミリメートル)	公印管守者
(略)			
職印	(略)		
	会計管理者印	(略)	出納局会計管理課長
	知事戦略	(略)	知事直轄組織知事戦

(特殊公印)

第17条 (略)

2 (略)

3 次の出先機関の長が設置した特殊公印のうち知事印又は知事職務代理者印は、第1項の特別の用途のほか、当該出先機関の所掌する事務に係る静岡県情報公開条例(平成12年静岡県条例第58号)又は静岡県個人情報保護条例(平成14年静岡県条例第58号)に規定する事務に使用することができる。

地域局 財務事務所 静岡空港管理事務所 健康福祉センター 精神保健福祉センター 食肉衛生検査所 農林事務所(天竜農林局を除く。) 技術専門校 家畜保健衛生所 計量検定所 土木事務所(天竜支局を除く。) 田子の浦港管理事務所 清水港管理局 焼津漁港管理事務所 御前崎港管理事務所

4 (略)

(主管課が不明な文書の取扱い)

第31条 本庁に到着した文書等又は第29条第2項に規定する文書等に係る事務の主管課が不明のときは、当該主管課は、経営管理部行政経営局人事課長(以下「人事課長」という。)が決定するものとする。

2 (略)

別表 (略)

区分	種類	寸法 (ミリメートル)	公印管守者
(略)			
職印	(略)		
	会計管理者印	(略)	出納局会計課長
	知事戦略	(略)	知事直轄組織総務課

監印		略局総務課長
(略)		
部長印		(略)
局長印	(略)	<p>経営管理部総務局総務課長</p> <p>文化・観光部管理局総務監</p> <p><u>出納局会計管理課長</u></p> <p>知事直轄組織、くらし・環境部、健康福祉部、経済産業部及び交通基盤部に置かれる局にあつては、局長が管理を命じた者</p>
局次長印	(略)	<u>出納局会計管理課長</u>
(略)		

監印		長
(略)		
部長印		(略)
政策推進 担当部長 印	方21	知事直轄組織総務課長
局長印	(略)	<p>経営管理部総務局総務課長</p> <p>経営管理部行政経営局福利厚生課長</p> <p>文化・観光部管理局総務監</p> <p><u>出納局会計課長</u></p> <p>知事直轄組織、くらし・環境部、健康福祉部、経済産業部及び交通基盤部に置かれる局にあつては、局長が管理を命じた者</p>
局次長印	(略)	<u>出納局会計課長</u>
(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、平成30年4月1日から施行する。